

(特別委員ノ修正ニ係ル部分ノミヲ印刷シ
其ノ他ハ之ヲ略ス小字及一ハ修正ナリ)

日本國憲法

日本國民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、^{行爲}政府の行動によつて再び戦争の慘禍が^{起ることの}發生しないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の^{嚴肅}崇高な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。^{ものである。}これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基く。^{ものである。}われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、^{恒久の}常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する^{崇高}高遠な理想を深く自覺するものであつて、われらの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に^{信頼して、われらの安全と生存を保持し}委ねよう

